

(目的)

第1条 この規程は、明治学院大学（以下「本学」という。）の教職員等が行った発明等の取扱いについて定めることにより、当該教職員等の発明者としての権利（知的財産権）を保障し、本学における学術研究の振興を図るとともに、学術研究および教育活動の成果の活用を通じて社会貢献に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

(1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権および種苗法に規定する育成者権
- イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案権を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利および種苗法に規定する品種登録を受ける権利
- ウ プログラムおよびデータベースの著作権（なお、学術論文、著書、その他これらに類するものは含まれない。）
- エ 本号アからウに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、財産的価値があるもの（以下「ノウハウ」という。）に係る権利

(2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法第2条第1項に規定される発明
- イ 実用新案法第2条第1項に規定される考案
- ウ 意匠法第2条第1項に規定される意匠の創作
- エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第1項に規定される半導体集積回路の創作
- オ 著作権法第2条第1項第10号の2に規定されるプログラムおよび同項第10号の3に規定されるデータベースの創作
- カ 種苗法第3条第1項に規定される育成
- キ ノウハウの案出

(3) 「職務発明」とは、教職員等が行った発明等（ただし、本条第1号ウに規定する著作権にかかるものを除く。）であって、その内容が本学の業務範囲に属するもののうち、当該発明等をするに至った行為が本学における教職員等の現在または過去の職務に属する発明等をいう。（受託研究費、共同研究費、科学研究費助成事業およびこれら以外の研究に係る外部からの資金を用いてなした発明等も含む。）

(4) 「発明者」とは、職務発明をした本学の教職員等をいう。

(5) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ア 本学の専任教職員
- イ 「明治学院大学研究員規程」による研究員、「明治学院大学専門研究員任用規程」による専門研究員
- ウ 本号イのほか本学が学外から受け入れた研究員（客員教授、招聘教授等）のうち、本規程の適用を受けることに同意した者
- エ 学部学生、大学院学生（以下「学生等」という。）のうち、この規程の適用を受けることに同意した者
- オ その他任用にあたって職務発明に関する契約がなされている者

(届出)

第3条 教職員等は、職務発明に該当する発明等を行った場合、または職務発明以外の発明等の権利を本学に譲渡することを希望する場合は、所定の様式により、学長に届け出なければならない。

（発明等の帰属・返還）

第4条 発明者が行った職務発明は、原則として本学が承継し、本学に帰属するものとする。ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、その権利を発明者に帰属させることができる。

2 前項により承継した職務発明について、本学が権利維持は不要と判断した場合は、放棄または発明者に返還することができる。

（学生等のなした発明等）

第5条 教職員等に該当しない本学の学生等が発明等をなした場合であって、当該学生等が当該発明等に関する権利の譲渡を本学に申し出た場合には、本学は、これを承継することができる。この場合、当該学生等については、教職員等に準じてこの規程を適用する。

（発明等に関する審査および結果通知）

第6条 学長は、第3条の届出または前条の申出を受理した場合、発明等の権利の帰属、権利の取得およびその実施化を円滑に行うために、当該届出を行った発明者の所属長に対し、審査を命ずるものとする。

2 所属長は、前項の届出による発明等の権利の帰属に関する事項、その他発明等に関する必要な事項を審査し、その決定事項を学長に報告しなければならない。ただし、所属長が、審査対象の発明等にかかる発明者であるときは、当該所属長に代わり、学長が指名した副学長（以下「担当副学長」という。）が本項の審査および報告を行うものとする。

3 所属長（前項ただし書に定める場合は担当副学長）は、前項の審査にあたり、必要に応じ、審査のためのワーキンググループを組織するほか、弁理士等外部専門家に委託することができる。

4 学長は、本条第2項の報告を受けたときは、当該報告事項が妥当であるかを判断し、その結果を速やかに当該届出を行った発明者に通知しなければならない。

（不服の申し立て）

第7条 発明者は、前条第4項の通知結果に不服がある場合は、通知を受けた日より2週間以内に学長に対し、所定の書式により、不服の申し立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服の申し立てがあったときは、申立人の所属長の意見を徴したうえで、不服申し立ての可否を決定し、申立人に結果を通知するものとする。

（譲渡等の制限）

第8条 発明者は、自らがなした職務発明について、本学が当該職務発明を承継しない旨の通知を受けた後でなければ、当該職務発明について自らの名義で出願し、または当該職務発明にかかる権利について第三者に対する譲渡、担保提供その他の処分をしてはならない。

（知的財産権の取扱い）

第9条 学長は、職務発明を承継すると決定したときは、当該職務発明について、知的財産権に関する出願または登録等の手続を行うものとする。ただし、ノウハウとして保護することが適切であると判断したものについては、この限りでない。

2 前項の出願または登録等の手続に関する費用およびこれらの権利保持に要する費用は、本学の負担とする。

3 学長は、本学が取得した知的財産権について、出願または登録等の維持が不要と判断したときは、当該権利を放棄することができる。

（発明者の義務）

第10条 発明者は、本学が承継した知的財産権に係る出願または登録の手続のほか審判、訴訟等の当該知的財産権にかかる一切の手続に関し、本学に対し必要な協力をしなければならない。

2 発明者は、本学が行う知的財産権の技術移転活動に関し、本学の求めに応じ、情報の提供および技術上の協力を行わなければならない。

3 発明者は、前項の場合において、本学の同意なしに、知的財産権の技術移転に係る契約条件および契約金額等の交渉を行ってはならない。

（権利譲渡への対価の支払）

第11条 本学は、発明者に対して、次に掲げる対価（以下、「報償金」という。）を支払うものとする。

（1）第6条の定めにより、本学が知的財産権（著作権およびノウハウを除く。）を受ける権利の承継を受けた場合 1件につき10,000円

（2）第9条の定めにより、本学が承継した知的財産権を受ける権利による知的財産権が付与された場合 1件につき20,000円

（3）本学が知的財産権の譲渡または実施許諾の設定による発明等が実施され、その結果、本学が適切な利益を受けた場合 その収入の50%相当額（ただし、技術移転委託先との契約により支払うべき費用が発生した場合には、収入から当該費用の金額を差し引いた額の50%相当額とする。）

2 前項の報償金を受ける権利を有する発明者が複数名いる場合は、前項各号の金額を当該発明者間で合意した割合に応じて按分した額を支払うものとする。この場合、発明者は、本学に対し、按分の割合を、当該合意の成立を証する合意書面を添えて連名の書面により届け出るものとし、本学は、適式に当該届出がなされるまでの間、報奨金の支払を留保することができる。

3 前二項の報償金は、発明者が「明治学院大学個人研究費規程」に定める専任教員である場合は、当該発明者からの申請に基づき、個人研究費に替えることができる。

（退職、承継したときの報償金の支払）

第12条 前条第1項および第2項に定める報償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者が退職した後も存続するものとする。

2 前項の権利を有する発明者の死亡による相続等の一般承継がなされたときは、その承継人が当該権利を承継するものとする。この場合、承継人は、本学に対し、権利を承継したことを証明する書面を添えて書面により届け出るものとし（承継人が複数の場合には連名の書面により届け出るものとする）、本学は、適式に当該届出がなされるまでの間、報奨金の支払を留保することができる。

（著作者人格権の不行使）

第13条 本学に帰属した著作権に係る発明者は、著作権法第17条に規定する著作者人格権または外国におけるこれに相当する権利を行使しないものとする。

（秘密保持）

第14条 発明者および発明等に係る業務に従事している者または従事していた者は、本学に帰属した発明等の内容およびその関連事項について、当該発明等の内容が公開または公表されるまでの期間は、その秘密を適切に保持しなければならない。ただし、本学と発明者が合意の上で公表する場合または本学と発明者の責めによらず公知になった場合は、この限りでない。

（退職後の取扱い）

第15条 教職員等が退職（学生等の場合は卒業）し、または死亡した場合においても、当該発明等が職務発明に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

（事務局）

第16条 この規程に関する事務は、総務部研究支援課が所管する。

（雑則）

第17条 この規程に定めるもののほか、発明等の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

- 1 この規程は、2026年2月13日から施行する。